

山口市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市総合浸水対策計画に基づき、浸水被害の軽減を図るため、雨水の貯留又は浸透により流出を抑制する施設（以下「流出抑制施設」という。）を住宅等に設置する者に対し、山口市（以下「市」という。）が交付する雨水流出抑制施設設置補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象区域)

第2条 補助の対象となる区域は、市内全域とする。ただし、雨水を地下に浸透させることにより安全性が損なわれる等、周囲の環境を害するおそれのある区域を除く。

(補助の対象となる流出抑制施設)

第3条 補助の対象となる流出抑制施設（以下「補助対象施設」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、当該各号に掲げるもののうち、1ヘクタール以上の開発行為に伴い設置される流出抑制施設及びその構造が不適切であると認められるものを除く。

- (1) 雨水貯留槽 住宅等の雨どいや雨水管に接続することにより、当該住宅等の屋根や敷地内の雨水を一時的に貯留することができ、降雨が予想される場合には事前の排水が容易に行うことができる機能を有しているもの
- (2) 浄化槽等転用雨水貯留槽 未利用浄化槽等の槽内を清掃消毒し、仕切り板の穴あけ等の改造により雨水貯留槽としての機能を有しているもの
- (3) 雨水浸透ます 側面及び底部に孔が開いた雨水ますの周囲を砕石等により充填し、流入する雨水を地下に浸透させる機能を有しているもの

(補助金の交付)

第4条 市長は、補助対象施設の設置を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市長は補助金を交付しない。

- (1) 法令に基づく手続が必要な施設と兼用する場合に、当該手続を所管する行政機関の確認を受けず、補助対象施設の設置を行おうとする者
- (2) 住宅等を借りている者で、補助対象施設の設置について当該住宅等の所有者の承諾が得られないもの
- (3) 補助対象施設を設置した後に、当該補助対象施設を第三者に売り渡そうとする者又は譲渡しようとする者
- (4) 市税を滞納している者（申請年度の前年の1月1日現在の住所が市外の者にあつては、申請年度の前年度の市町村民税の滞納があるもの）
- (5) 補助金の交付申請を行う日の属する年度内に、補助対象施設の設置を完了することができない者
- (6) 移転補償等の機能回復により、補助対象施設を設置しようとする者

(7) この要綱の規定により、既に同一の住宅等において、同種別の補助対象施設を設置して補助金の交付を受けたことがある者

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めた者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の補助金の額の計算において千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、雨水流出抑制施設設置補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象施設の設置に係る収支予算書又は見積書の写し

(2) 使用材料承認図

(3) 補助対象施設を設置しようとする箇所の見取り図

(4) 補助金の交付を受けようとする者について市税の滞納がないことの証明書

(5) 雨水流出抑制施設設置に関する誓約書

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することを決定した者（以下「補助対象者」という。）に対しては雨水流出抑制施設設置補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、また、交付しないことを決定した者に対しては雨水流出抑制施設設置補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

(設置の時期)

第8条 補助対象者は、前条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた後でなければ、当該交付の決定に係る補助対象施設を設置してはならない。

(変更の申請等)

第9条 補助対象者は、第7条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた後に、当該交付の決定に係る内容を変更し、又は廃止しようとする場合は、雨水流出抑制施設設置補助金交付変更承認申請書（別記様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ承認の可否を決定し、雨水流出抑制施設設置補助金交付変更承認・不承認決定通知書（別記様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、補助金の交付の決定に係る補助対象施設の設置が予定の期間内に完了しないとき又は設置が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助対象施設の設置の完了後1箇月以内又は当該補助対象施設を設置した年度の3月末日のいずれか早い日までに、雨水流出抑制施設設置実績報告書(別記様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象施設の設置が適正に行われたことが明らかとなる、当該設置の着手前から完了までの各工程の写真
- (2) 補助対象施設の設置に係る収支決算書又は領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、適正と認めたときは補助金の交付額を確定し、雨水流出抑制施設設置補助金交付額確定通知書(別記様式第7号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、雨水流出抑制施設設置補助金交付請求書(別記様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による提出があったときは、市長は、これに基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合で、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該補助金の額の全額又は一部の返還を求めることができる。

(所有者又は使用者の責務)

第15条 補助対象施設の所有者又は使用者は、当該補助対象施設の機能を常に良好な状態で保持するため、適切な維持管理をしなければならない。

2 補助対象施設に不具合が生じた場合又は補助対象施設に起因して第三者に損害等を与えた場合は、当該補助施設の所有者又は使用者の責任において対応するものとし、市はその責任を負わないものとする。

(施工状況の確認)

第16条 市長は、補助対象施設の設置を適正に行うため、当該補助対象施設の設置に係る施工の状況を現場において確認することができる。

(調査及び報告)

第17条 市長は、補助金を交付した補助対象者に対し、補助対象施設の機能及び管

理の状況について、必要な調査を行うことができる。

- 2 補助対象施設の所有者又は使用者は、前項の規定による調査に協力するものとし、当該調査に関して報告を求められた場合は、これに応じなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

(事務の所管)

- 2 この要綱に関する事務は、市長の権限に属する事務の一部を上下水道事業管理者に委任する規則(平成21年山口市規則第19号)第2条第14号の規定に基づき、上下水道事業管理者が執行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年3月1日(以下「施行期日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の山口市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱の規定は、施行期日以後に申請のあるものについて適用し、施行期日の前日までに申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。